

ひとり親家庭の父母が高等職業訓練の修業期間中に給付金を支給

◎高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭(20歳未満の子を養育している)の父または母が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間の全期間(上限48か月)について、手当を支給します。加えて、修了支援給付金を支給します。

●対象者(要件)

- ・児童扶養手当支給水準のひとり親家庭の父または母
- ・養成機関で6か月以上のカリキュラムを修了し、対象資格の取得が見込まれること
- ・仕事または育児と修業の両立が困難であること
- ・過去に高等職業訓練促進給付金または修了支援給付金の支給を受けたことがないこと

●対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等の資格、デジタル分野等の民間資格(シスコシステムズ認定資格等)

●支給期間及び支給額

修業全期間(上限48か月)

| | | |
|-----------------|--------------|---------------------------|
| 高等職業訓練 促進給付金 | 市民税 非課税世帯 | 月 100,000円 ※月 140,000円 |
| | 市民税 課税世帯 | 月 70,500円 ※月 110,500円 |

※養成機関で修業する期間の最後の12か月については、

課税世帯・非課税世帯ともに月額40,000円増額

| | | |
|---------|----------|---------|
| 修了支援給付金 | 市民税非課税世帯 | 50,000円 |
| | 市民税課税世帯 | 25,000円 |

●事前相談

修業開始前に子育て支援課へ事前相談してください。

●申請期間

- ・高等職業訓練促進給付金…修業を開始した日以後
- ・修了支援給付金…修了日を経過した日以後
(修了日から起算して30日以内)

●提出書類

- ・支給申請書、在籍証明書、戸籍謄本など

●問合せ・申請窓口

子育て支援課(下郷児童館2階)

◇市町村民税非課税世帯とは

前年の所得額によって市町村が決定した市町村民税(均等割を含む)において、申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者(直系血族と兄弟姉妹)それぞれ全員に対して決定された税額が0円であった世帯。

母子及び父子並びに寡婦の経済的自立やお子さんの福祉増進のための資金の貸付

◎母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金を貸付します。

●対象者

- ①母子家庭の母及び父子家庭の父(20歳未満の子を扶養している方で、配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現在結婚していない方など)
- ②父母のいない、20歳未満の子
- ③寡婦(かつて母子家庭の母であった方。一部所得制限があります)
- ④離婚等で配偶者がいない40歳以上の女性で、①、③に該当しない方(一部所得制限があります)
- ⑤上記①、③に該当する方の子(修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金に限られ、母や父または寡婦の方が連帯保証人としての要件を満たす必要があります)

●貸付内容

就学支度資金

子が小・中学校、高等学校等、大学等への入学に必要な入学金、被服等を購入するための資金(小・中学校の場合には所得税が非課税の方)

修学資金

子が高等学校、高等専門学校、大学、大学院等で学ぶための授業料、書籍代のための資金

修業資金

子が起業または就職するために必要な知識技能を習得するための資金

就職支度資金

母、父、寡婦または20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金

技能習得資金

母、父または寡婦が自ら事業を開始、または就職するため必要な知識技能を習得するための資金

医療介護資金

母、父、寡婦または20歳未満の子に係る医療費、介護費自己負担分のための資金

生活資金

母、父または寡婦が技能習得中、治療中、失業中、母子家庭・父子家庭となって7年未満であるときの生活費として必要な資金

転宅資金

母、父または寡婦が住居移転に際して必要な敷金、運送費等のために必要な資金

手当と助成

障がい者福祉課 ☎ 27-7331 各総合支所市民福祉課

住宅資金

母、父または寡婦が住宅を建設、購入、保全等するために必要な資金

事業開始資金

母、父または寡婦が事業を開始するに際して必要な設備費等として必要な資金

事業継続資金

母、父または寡婦が現在営んでいる事業を継続するためには必要な資金

結婚資金

子の結婚に必要な資金

●償還

貸付金の償還は、据置期間(返済を要しない期間)。資金により異なります)終了後、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法により返済。なお、納期限を過ぎると年率3%の違約金が生じます。

●貸付利子

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子
 - ・連帯保証人を立てない場合は年率1.0%の利子
- ※就職支援資金は子が就職する際の必要経費であれば無利子

●問合せ・申請窓口

子育て支援課(下郷児童館2階)または
埼玉県秩父福祉事務所 ☎ 22-6228

障がいがあるお子さんを 養育している方への手当

◎特別児童扶養手当

身体・知的・精神障がいのある20歳未満の児童を家庭において養育している方に支給される手当です。

●対象者(要件)

- ・秩父市に居住する満20歳未満の障がい児を養育している方
- ・対象児が施設に入所していないこと
- ・対象児が障がいを支給事由とする年金給付を受けていないこと
- ・保護者本人などの毎年の所得が基準以下であること
※所得の基準については、窓口にお問い合わせください。
- ・対象児が以下の要件を満たしていること

<目安>

- ・障がいにより、日常生活において常に介護を必要とする状態にあること
- ・身体・精神の障がいにより、一定の介助や安静を必要とすること(おむね身体障害者手帳1級~3級、療育手帳Ⓐ~Ⓑ)
- ・疾病等により、障がいを有するのと同等と認められる状態であって、一定の介助や安静を必要とすること

●提出書類

- ・戸籍謄本
 - ・児童の属する世帯の住民票
 - ・通知カード及び本人確認書類(注)または個人番号カード
- (注)写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

・医師の診断書(所定の様式)

※療育手帳(ⒶまたはA、B)、または身体障害者手帳(1級~おむね3級まで。ただし、内部障害を除く)をお持ちの方は、診断書を省略できる場合もあります。

・印鑑

- ・預金通帳(保護者のもの)

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課



日常生活で常時介護を 必要とする方への手当

◎障害児福祉手当

身体障害者手帳の1級及び2級の一部、あるいは療育手帳Ⓐ等の20歳未満の児童で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給される手当です。

●対象者(要件)

- ・満20歳未満で、施設に入所していない方
- ・障がいを支給事由とする年金給付を受けていない方
- ・保護者などの毎年の所得が基準以下の方
- ・以下の要件を満たしている方

<目安>

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にあること

●提出書類

- ・印鑑、診断書(所定の様式)、預金通帳
- ・通知カード及び本人確認書類(注)または個人番号カード

(注)写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課



◎重度心身障害者医療費の助成

障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を助成する制度です。

●対象者

秩父市に居住し、医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合等）に加入している方で、次のいずれかに該当する方

＜対象となる方＞

- ・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ・療育手帳Ⓐ、A、Bをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・後期高齢者医療制度の障がい認定を受けている方

※所得制限に該当する場合は、一定期間支給停止

●助成する医療費の範囲

健康保険が適用される医療費の自己負担分

●手続き

＜登録申請するとき＞

- ・障害者手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・預金通帳
- ・通知カード及び本人確認書類（注）または個人番号カード

（注）写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）は1点、写真付きの身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳などを2つ以上提示してください。

＜給付申請するとき＞

- ・埼玉県内で現物支給を実施する医科・歯科・薬局で受診の場合は、原則申請の必要はありません。
- ・埼玉県外で受診した場合は、領収書、受給者証、健康保険証を障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課にお持ちになり申請してください。
- ・健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を控除した残額が対象です。
- ・健康診断、予防接種、差額ベッド代、食事代など保険適用外の費用は支給の対象となりません。

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課

◎自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある満18歳未満の児童で、指定の医療機関の医師が手術などにより治療効果が期待できると認めた場合に、その費用の一部を負担する制度です。

●対象者

- ・保護者が秩父市に居住する方
- ・身体に障がいがあるか、または疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の方
- ・手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる方

＜対象となる疾患＞

- ・視覚
- ・聴覚、平衡機能
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能
- ・肢体不自由
- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、肝臓の機能
- ・先天性の内臓の機能（上記に掲げるものを除く）
- ・ヒト免疫ウイルス不全による免疫機能

●受診する医療機関

都道府県知事等が指定した『指定自立支援（育成）医療機関』に限られます。

●給付が受けられる期間

医療受給者証に記載された有効期間内に受けられます。

- ・原則3か月以内
- ・肢体不自由の障がいにおける理学療法と唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正は6か月以内
- ・腎臓機能障害の慢性透析療法と免疫機能障害の治療は1年以内

●医療給付の内容

承認された疾患の治療のうち、次のもの（保険適用のものに限る）が対象となります。

- ・診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術（マッサージ療法）、病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、移送
- ・給付対象外の治療や差額ベッド代などの保険対象外の治療、入院時の食事療養費は給付対象となりません。

●問合せ・申請窓口

障がい者福祉課または各総合支所市民福祉課

手当と助成

保育こども課 ☎ 25-5206 秩父保健所 ☎ 22-3824

入院養育が必要な
未熟児の医療を給付

◎未熟児養育医療給付

生まれた時の体重が 2,000g 以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児で、指定養育医療機関に入院した場合、申請に基づいて、その治療に必要な医療を受けられる制度です。

●対象者

秩父市に住所があり、養育医療の対象基準に該当し、医師が入院養育を必要と認めた乳児（1歳の誕生日の前々日まで）

●給付の対象

診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、病院または診療所への入院及びその治療に伴う世話その他の看護、移送

●給付の範囲

養育医療の給付の対象となる治療等については、病院の窓口での支払いはありませんが、保険診療外の医療費、差額ベッド代及びおむつ代等の実費部分については給付対象外なので支払いが必要です。

後日、世帯の市町村民税所得割額に応じた自己負担金を市から請求します。

●自己負担額（費用徴収額）

自己負担額は、月ごとに世帯の市町村民税所得割額により決められる徴収基準額を次の式に当てはめて算出した額と、その月にかかった医療費の額（市が負担した公費負担分）を比較して、少ない方の額となります。

徴収基準額 × 診療日数 ÷ その月の実日数

※徴収基準額などの詳細は窓口でおたずねください。

●問合せ・申請窓口

保育こども課

小児慢性特定疾病の
お子さんの医療費を助成

◎小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童等の慢性疾患のうち国が指定した疾患（小児慢性特定疾患）の医療にかかる費用等の一部を県が助成し、医療費の負担軽減を図る制度です。指定医療機関における医療が対象となります。

●対象者

・埼玉県内に住所を有する18歳未満の児童

●問合せ・申請窓口

埼玉県秩父保健所 ☎ 22-3824

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患群

| 疾患群 |
|-----------------------|
| 0 1 悪性新生物 |
| 0 2 慢性腎疾患 |
| 0 3 慢性呼吸器疾患 |
| 0 4 慢性心疾患 |
| 0 5 内分泌疾患 |
| 0 6 膜原病 |
| 0 7 糖尿病 |
| 0 8 先天性代謝異常 |
| 0 9 血液疾患 |
| 1 0 免疫疾患 |
| 1 1 神経・筋疾患 |
| 1 2 慢性消化器疾患 |
| 1 3 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 |
| 1 4 皮膚疾患 |
| 1 5 骨系統疾患 |
| 1 6 脈管系疾患 |

